

鳥取縣公報

昭和二十一年十一月廿六日
外 火曜日

告 示

◇鳥取縣告示第四百九十號
食糧管理法施行令第十二條及び第十七條の規定により本縣に於ける食用雜海粉の販賣價格の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年十一月二十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

食用雜海藻粉

種 別	生産者統制額(一〇貫當)
あらめ、かじめ、くろめ 刈取物	三二七、〇二
同 漂着物	二五五、八三
ほんだわら 刈取物	二七三、六九
同 漂着物	二三二、九八

- 一、本表價格は含有水分一四%以下にして夾雜物を混入せず粒七〇メツシエ以下のものの價格とする。
- 二、本表價格は荷造包装費を含み製粉工場又は生産者最寄倉庫渡價格とする。
- 三、本表價格は縣の指示により昭和二十一年六月一日より十月末日迄に製粉したものの價格とする。

鳥取縣公報 毎週曜日發行(休日ニ當ル)
火金曜日發行(時ハ整日)

昭和二十一年十一月廿六日
號

外 (昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可